令和５年度　特別区民税・都民税 公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書の見方

江東区役所区民部課税課

「令和５年度　特別区民税・都民税公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書」をお送りします。
令和４年１月～12 月分の所得をもとに算出した令和５年度の特別区民税・都民税（以下「住民税」）の年税額、年金支給月に年金から引き落とされる税額、翌年度の仮徴収税額、課税の明細等が記載されています。

この通知書は、次の両方にあてはまる方への令和５年度住民税額決定のお知らせです。
・令和４年度より引き続き公的年金から住民税が特別徴収（引き落とし）される方
・普通徴収税額（納付書や口座振替で納める住民税額）のない方
※通知書の様式や裏面記載の税率、各種控除は、年度により異なります。
この通知書が届いた方の公的年金等に係る住民税は、年金から引き落とされますので、ご自身で納めていただく必要はありません。そのため、納付書は同封していません。

年金からの特別徴収（引き落とし）について

対象者

・令和５年４月１日現在、65 歳以上の公的年金の受給者
・令和４年中の公的年金等の所得に係る住民税額のある方
・江東区の介護保険料が公的年金から特別徴収されている方
} これらの条件を全て満たす方

※住民税額決定後に介護保険料の特別徴収該当者等が確定するため、対象者として通知されても、後日、対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特別徴収される税額

公的年金等に係る住民税額
※年金から特別徴収されるのは公的年金等に係る住民税のみです。
給与所得に係る住民税は、原則として給与から特別徴収されます。

特別徴収の方法

徴収方法	年金から特別徴収（仮徴収）			年金から特別徴収（本徴収）		
徴 収 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の対象年税額の 1/6	前年度の対象年税額の 1/6	前年度の対象年税額の 1/6	対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の 1/3	対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の 1/3	対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の 1/3
	令和４年度の対象年税額の半分を３回に分けて年金から引き落とします。			令和５年度の対象年税額から仮徴収税額（左記４月・６月・８月の徴収額の合計額）を差し引いた残りを３回に分けて年金から引き落とします。		

※年度の途中で年金からの特別徴収ができなくなった場合、残りの税額は普通徴収により納付していただきます。

通知書について　よくある質問

Ｑ１．年金からの特別徴収ではなく、普通徴収（納付書での納付や口座振替）に変更することはできますか？
Ａ１．本人の選択による徴収方法の変更は認められていません。
地方税法第 321 条の７の２により、「公的年金等の所得に係る税額は、公的年金から特別徴収の方法によって徴収するものとする」と規定されており、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象となります。

Ｑ２．年金から特別徴収される税額が８月までと比べて 10 月から上がって（下がって）います。なぜですか？
Ａ２．住民税は前年中の所得等をもとに算出し、６月に年税額が決定します。
しかし、年金の特別徴収は税額決定前の４月から既に新年度の徴収を開始しているため、４月・６月・８月で仮徴収として前年度の公的年金等に係る住民税の年税額の半分の金額を徴収し、６月に今年度の年税額が決定したのち、その年税額から仮徴収税額を差し引いた残りの金額を 10 月・12 月・翌年２月の３回に分けて特別徴収します。
よって、前年度と比べて年金所得が増減した、または各種控除が増減したなどの理由により今年度の公的年金等に係る住民税額が増額（減額）した場合は、その税額に一致するよう、10 月・12 月・翌年２月で過不足を調整するため、８月までと 10 月以降で特別徴収税額に差異が生じることがあります。
なお、前年度と年金所得が変わらず、10 月からの特別徴収税額が上がっている方は、控除（寡婦・ひとり親、生命保険料等）の申告が漏れている場合がありますので、課税課までお問い合わせください。

①通知書番号

問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

②徴収方法別の税額

１年間の税額と内訳（徴収方法別に納めていただく税額）を記載しています。
◎年税額
特別区民税と都民税の合計額
◎給与特別徴収税額
年税額のうち、給与から特別徴収（引き落とし）される税額
◎公的年金特別徴収税額
年税額のうち、公的年金から特別徴収（引き落とし）される税額

③徴収済または徴収予定の仮特別徴収税額

前年度の通知書でお知らせした仮特別徴収税額を記載しています。
住民税額は毎年６月に決定し、７月に年金支払者に通知することとされています。
一方、年金の特別徴収は既に税額決定前の４月から令和５年度の徴収を開始しているため、４月・６月・８月については、前年度（令和４年度）の公的年金等に係る住民税額の２分の１の金額を仮徴収税額として３回に分けて特別徴収（引き落とし）します。

④令和５年度公的年金特別徴収税額

今年度、公的年金支給月に公的年金より特別徴収する税額を記載しています。
申告または年金支払者などからの報告に基づいて算出された今年度の公的年金等に係る住民税額から４月・６月・８月の仮特別徴収税額を差し引いた残りの金額を10月・12月・翌年２月に徴収します。
〔４月・６月分で完納される方〕
税額決定時に公的年金の特別徴収を中止することができる月は、事務手続きの日程上８月となるため、４月・６月分は前年度（令和４年度）の通知書にてお知らせした仮特別徴収税額を徴収します。なお、本来納めるべき税額を上回る徴収額につきましては、収納情報を確認後、清算させていただきます。
〔８月分で完納される方〕
４月・６月・８月分は、前年度（令和４年度）の通知書にてお知らせした仮特別徴収税額を徴収します。なお、本来納めるべき税額を上回る徴収額につきましては、収納情報を確認後、清算させていただきます。

⑤翌年度仮特別徴収税額

翌年度の住民税額として、令和６年の４月・６月・８月に特別徴収する（引き落とす）予定の金額です。
※今年度の住民税額には含まれません。

⑥収入・所得金額の内訳

税額の根拠となる収入、所得欄です。（収入は給与と公的年金の項目を表示）
※総所得合計には⑦の繰越損失を含みます。

⑦繰越損失

純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、雑損失、株式等譲渡損失、先物取引損失などの繰越損失額を記載しています。

⑧合計所得

総所得金額、短期譲渡所得金額（特別控除前）、長期譲渡所得金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得金額等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額（特別控除後）及び退職所得金額の合計額となります。
※⑦の繰越損失は合計所得には含みません。
※障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税判定、均等割の非課税判定、扶養控除、基礎控除の判定の基準になります。

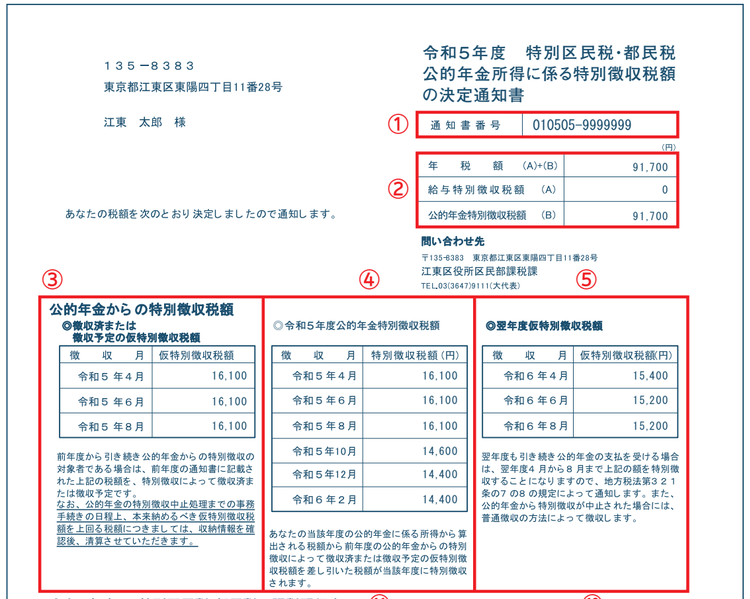

⑨所得控除額の内訳

税額の根拠となる所得控除欄です。
記載されている控除額は住民税の控除額のため、所得税の控除額と異なるものがあります。

⑩扶養・本人控除・事業所課税

所得控除（※）の扶養・本人控除の内訳及び事業所課税について記載しています。
該当項目に『＊』あるいは人数が表示されます。
（※「16歳未満扶養親族」は控除対象外となりますが、非課税判定等に使用します。）

⑪課税標準額

所得金額から、所得控除合計を差し引いた額の1,000円未満を切り捨てた金額です。
分離課税分は一部を合算して記載している場合があります。

⑫合計税額

所得割合計額　…　課税標準額に区民税・都民税それぞれの税率を乗じた額です。
税額控除（調整控除など）　…　所得割合計額から差し引く控除額を記載しています。
均等割額　…　特別区民税 3,500円　都民税 1,500円（※）
（※）所得の状況等により異なる金額となる場合があります。
計・年税額　…　当該年度の納めていただく住民税額の合計を記載しています。